報　道　機　関　各　位

令和８年（2026 年）９月 17 日（木）15 時 00 分配付

項　　目	感染症発生動向調査に関する水痘の注意報発令について
配付資料	水痘の注意報発令について
内容及び報道に当たってのお願い	１　公表の目的 個人情報の保護に留意しながら、感染症の予防のために必要な情報を公表することにより、道民に注意を喚起し、感染症による被害の拡大及びまん延の防止を図るとともに、道民の健康を保護することを目的に報道発表を行います。 ２　感染症発生動向調査事業における定点医療機関からの報告 令和８年（2026 年）第 37 週（９月７日～９月 13 日）分の標記事業で北見保健所管内において水痘患者数（速報値）が国の定める注意報レベル（※）に達しましたので、お知らせします。 ※　１定点医療機関あたり水痘の患者報告数が１週間で１名以上 ３　水痘予防のポイント ・水痘ワクチンの接種により、水痘の重症化や発症を予防出来ます。 ・空気感染、飛沫感染、接触感染に係る対策が有効です。
担　　当	北海道北見保健所（北海道オホーツク総合振興局保健環境部北見地域保健室） 健康推進課　健康推進課長　北山　明子 電話　０１５７－２４－４１７１（代表）

水痘の注意報発令について

令和８年９月１７日(木)１５時００分

北海道北見保健所
電 話：０１５７－２４－４１７１（代表）

北海道では感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき感染症発生動向調査を実施しておりますが、令和８年第３７週（令和８年９月７日～令和８年９月１３日）において、北見保健所管内の定点医療機関あたりの水痘患者報告数が、注意報基準である１人以上となりましたので、まん延を防止するため注意報を発令します。

今後、北見保健所管内において流行がさらに拡大する可能性がありますので、感染予防に努めるようお願いします。

記

１　水痘の予防

・水痘の原因病原体である水痘帯状疱疹ウイルスは飛沫核感染（空気感染）するため、患者との接触を避けることが重要です。
・平成２６年１０月より水痘ワクチンが定期接種で受けられるようになっており、１回の接種により重症化を、２回の接種により発症を防げると考えられています。

２　水痘とは

水痘は、水痘帯状疱疹ウイルスの感染によって引き起こされる感染症で、感染成立から約２週間程度の潜伏期間を経たのちに発疹・発熱などの症状が出現します。多くは発疹がかさぶた（痂皮化）になります。

なお、一部の患者は脳炎・肺炎・肝炎などを合併し、とくに免疫機能が低下している人が感染した場合、重症化しやすいので、注意が必要です。

また、学校保健安全法施行規則により、全ての発疹がかさぶたになる（痂皮化）まで出席停止と定められています。

３　その他

（１）最近５週における小児科定点医療機関からの水痘患者報告状況（１定点当たりの数）

	第 33 週 (8/10～8/16)	第 34 週 (8/17～8/23)	第 35 週 (8/24～8/30)	第 36 週 (8/31～9/6)	第 37 週 (9/7～9/13)
北見保健所	0.50	0.00	0.00	0.00	1.00（※）
全　道	0.36	0.19	0.11	0.18	－
全　国	0.18	0.27	0.19	－	－

※　第３７週の患者報告数は速報値。

全道の発生状況については、北海道立衛生研究所北海道感染症情報センターホームページにて公開しています。（URL：http://www.iph.pref.hokkaido.jp/kansen/index.html）

（２）水痘警報・注意報とは

厚生労働省の感染症発生動向調査により把握した、小児科定点医療機関を受診した水痘患者数が警報・注意報発令基準値に達したときに発令します。

注意報は、流行の発生前であれば今後４週間以内に大きな流行が発生する可能性があることを示しており、流行発生後であれば、その流行がまだ終わっていない可能性があることを示しています。

また、警報は、大きな流行の発生や継続が疑われることを示しています。

＜発令基準＞

	警報開始基準値	注意報開始基準値 (警報終息基準値)
１定点あたり患者数（人）	2	1